

8 - 3 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数等

区 分	前年度末免許場数	本年度末免許場数	左のうち試験の ための免許場数	本年度末製造場数	本年度末製造者数	
総 計	212	216	27	147	204	
清 酒	120	117	3	115	115	
合 成 清 酒	3	3	-	-	3	
しょうちゅう	甲 類	3	-	1	3	
	乙 類	10	10	3	8	
み り ん	3	3	-	-	3	
ビ ー ル	12	17	2	10	14	
果実酒類	果実酒	13	12	5	5	12
	甘味果実酒	2	2	1	-	2
ウイスキー類	ウイスキー	2	2	1	-	2
	ブランデー	1	1	1	-	1
スピリッツ類	スピリッツ	5	5	1	-	4
	原料用 アルコール	3	3	-	-	3
リキユール類	16	16	6	6	13	
雑 酒	発泡酒	7	11	-	3	10
	粉末酒	-	-	-	-	-
	その他の雑酒	12	11	4	4	11
各酒類を通じたもの	-	147	6	-	139	

調査対象：酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場数

調査時点：平成16年3月31日

(注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。

2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の酒類を製造している場合は、年度内において最も製造数量の多かった酒類の欄のみ1場として掲げている。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店(本店につき免許の有無は問わない。)の所在地において、当該製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1人として掲げている。

(2) 連続式蒸留機の設備

左記のうち、連続式蒸留機の設備を有する製造場数及び基数

製 造 場 数	基 数
2	2

(3) その他の製造免許場数

区 分	製 造 場 数	左 の うち 休 造 場 数
酒 母	-	-
も ろ み	15	9

調査対象：酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により、製造免許を受けた製造場数

調査時点：平成16年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。